

千葉県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則及び千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月20日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第42号

千葉県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則及び千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(千葉県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 千葉県使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成16年千葉県規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第10号から第12号までの規定中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A列4番」に改め、様式第13号中「日本工業規格A5」を「日本産業規格A列5番」に改め、様式第15号、様式第19号及び様式第22号中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則(平成19年千葉県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。